

国際課税のケース・スタディ

タイに進出する企業のタイでの課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

内国法人A社では、100%出資のタイ現地法人B社を次頁図表のゾーン3の1の地域に、BOI（投資委員会：the Office of the Board of Investment）の承認を得て8年前に設立した。このたび、タイでの当初の全額免税期間が終了し、5年間の半額免税期間に入ることになったが、現地での課税関係はどのようになるのか。

〔ポイント〕

タイは、各国とFTA（自由貿易協定）を締結したことから関税収入が減少し、歳入に占める所得税（法人及び個人）へより重点を置くようになってきている。最近、日本企業を含めた現地外資系企業に対する課税の強化が伝えられている。そこで、タイの税制について次のとおり検討する。

- 1 タイの法人に対する税の概要
- 2 タイでの税に対する特典の概要
- 3 タイでの税務調査
- 4 租税条約の課税関係

〔検討〕

1 タイの法人に対する税の概要

(1) 法人税

① 内国法人と外国法人の意義及び課税所得の範囲

タイの内国法人は、本店所在地主義（準拠法主義）により判定され、内国法人以外の法人が外国法人となる。内国法人は全世界所得について課税され、外国法人は、原則として、タイ国内源泉所得が課税される。

② 課税標準

公認会計士の監査を経た財務諸表の当期利益につき税務調整がされて課税所得が算出される。タイでは、規模の大小を問わず、すべての法人は公認会計士の監査を受けなければならないことになっている。

③ 事業年度

原則12か月である。決算期は、法人の任意である。

④ 税率

(イ) 上場法人…30%（一部20%又は25%の税率の適用あり）

(ロ) その他の法人…30%（中小企業減税により一定の部分は、20%又は25%）

(2) 所得税

① 居住形態と課税所得の範囲

タイでは、暦年で180日以上滞在する者は居住者とされ、タイ国内源泉所得及び国外源泉所得でタイへ持ち込んだものが課税される。非居住者は、タイの国内源泉所得（支払地は問わない。）が課税される。

(図表) タイの特典一覧等

区分	法人税の減免	機械・設備の 関税の減免	輸出製品用原材 料の関税の免税	具体的な地域	
ゾーン1	工業団地に立地する場合 3年間 免税 (工業団地以外に立地した場合減 免なし)	輸出割合10% 以上のものに ついて50%減 税	1年間(延長可)	バンコク 首都圏6 県	バンコク都, サムットプラカーン, サムットサーコーン, パトムタニ, ノンタブリ, ナコンパトム
ゾーン2	① 工業団地に立地する場合 5年 間免税 ② その他に立地する場合 3年間 免税	同上	同上	首都圏周 辺11県及 びピーケ ット	サムットソンクラーム, ラッチャ ブリ, カンチャナブリ, スパンブ リ, アントーン, アユタヤ, サラ ブリ, ナコンナーヨック, チャチ ンサオ, ラヨン, プーケット
ゾーン3の1	① 工場団地, その他に立地する 場合とも 8年間免税 ・輸送費, 電気代, 水道代の2倍 までを収益の生じた日から10年 間控除することができる。 ② 工業団地に立地する場合 ・8年間の免税期間終了後5年間 は50%減税 ・輸送費, 電気代, 水道代の2倍 までを収益を生じた日から10年 間控除することができる。 ③ 工業団地以外に立地する場合 ・インフラストラクチャーの設置, 建設費の25%を, 収益の生じた 日から10年の間に, 任意の年に, 任意の金額を控除する能够 性がある。	免税	5年間(延長可)	下記のゾーン3の2を除く36県	
ゾーン3の2	工業団地又はその他に立地する場 合とも ① 8年間の免税期間終了後5年 間は50%減税 ② 輸送費, 電気代, 水道代の2 倍までを収益を生じた日から10 年間控除することができる。 ③ インフラストラクチャーの設 置, 建設費の25%を, 収益の生 じた日から10年の間に, 任意の 年に, 任意の金額を控除するこ とができる。	免税	5年間(延長可)	右欄の22 県(低開 発地区と して指 定)	ガラシン, チャヤーム, ナコン パノム, ナラティワート, ナーン, ブリラム, パタニ, パヤオ, プレ ー, マハーサラカム, ヤソトン, ヤラー, ローイエット, シーサケ ット, サコンナコン, サトウーン, スリン, ノーンカイ, ノーングア ラムプー, アムナートジャラーン, ウボンラチャタニ, ウドンタニ

② 納税額の算出方法

課税所得は、総所得金額から必要経費等（経費控除又は基礎控除）を差し引き、さらに各種所得控除額（人的控除、生命保険料控除、配当金控除、社会保障基金積立金控除、寄附金控除等）を控除することになる。

税率は5%から37%までの累進税率であるが、住民税に相当する税はない。また、外国税額控除の適用もない。

③ 申告方法等

税額確定方式は、賦課課税方式（assessment tax and duty）によるが、実質的には、申告納税方式と変わりない実務となっている。

課税期間は暦年とされ、翌年の3月末が申告

期限となる。また、申告期限までに納税額を納付しなければならない。

③ その他

① 源泉徴収制度

タイには、広範な細かい源泉徴収制度が整備されている。納期は、取引日（支払日）の翌月の7日である。源泉徴収税額の不納付の場合、1回200バーツの罰金と月当たり1.5%の延滞税が課される。

② 付加価値税（VAT）

欧洲型の付加価値税が課されており、①原則的に事業者が行うすべての取引について課税される、②取引の各段階で課税される、③取引の前段階で課税された税額は、原則としてすべて

納税額から控除される、④取引の課税関係は税額により補足されるという特徴を持っている。

基本税率は7%，簡易課税の税率は1.5%，免税点は年間60万バーツとなっている。

課税期間は、1か月で翌月の15日までに納税することとされている。

③ その他

タイには相続税がない。

2 タイでの税に対する特典の概要

前頁の図表のとおり、地域ごとに特典が異なっており、タイ政府としては、できるだけ未発展地域へ投資を誘導したいと考えているようである。

3 タイでの税務調査

(1) 概 要

書面による税務調査の通知がなされた後で、税務調査により過少申告が判明した場合、追徴税額と同額の加算税（100%）及び月当たり1.5%の延滞税が課税される。

(2) 現 状

通常、税務調査といわれるものは、書面によるものでなく、法律上の根拠に基づかない「自主的な概況の聴取」の形態で行われている。しかし、その都度、調書の形で聴取の内容を取られるため、その過程で納税者に不利なことを同意していると、その後の「修正申告の懲処」に当たっては、同意した事項に拘束されることになる。これにより修正申告する場合は、税務調査による修正申告ではないため加算税の追徴がなく、延滞税だけの追徴となる。

この「修正申告の懲処」に応じない場合、当局サイドで課税に自信がある場合、法律上の税務調査に切り替えて、課税されることになる。この場合、不服がある場合は訴訟等へ進むことができるが、事実認定等について税務職員に幅

広い裁量権を与えていた法律の下では、勝訴するのは非常に困難なようである。

4 租税条約の課税関係

タイとの租税条約（平成2年条約第6号）は、OECDモデル租税条約に準拠した項目と内容となっているが、みなし外国税額控除が広範に認められている。すなわち、配当に関する直接納付及び間接納付に係るものだけでなく、使用料に対する直接納付についても認められているが、控除が認められる金額は、当該配当、使用料又は収入の額の25%を超えないものと規定されている（同条約21条③～⑤）。

5 まとめ

タイは、BOIの承認を得て投資した場合、当初の減免税期間は法人税や関税等の免税等の恩典の享受と租税条約に規定するみなし外国税額控除の利用により非常にコストパフォーマンスがいいものとなっているが、いったん減免税期間が終了すると、強烈な税務調査に立ち向かわなければならないことに留意する必要がある。